

北海道科学大学学科優秀奨学生規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）学則第38条に基づき、本学に在籍する学生の有為な活動に対し、奨学金を給付することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の呼称)

第2条 前条の奨学金を給付される学生は、学科優秀奨学生とする。

第2章 学科優秀奨学生

(採用等)

第3条 学科優秀奨学生の採用は2年生以上の就学者の中から、学業成績優秀で他の学生の模範となる者を、各学科の推薦に基づき、学生支援センター会議において選考のうえ、教授会の議を経て学長が決定する。

(採用数)

第4条 学科優秀奨学生の採用数は4月の在籍者数を基に学科ごとに学生支援センター会議において確定する。ただし、各学科・学年最低1名とする。

(給付額)

第5条 学科優秀奨学生に給付する奨学金は、年額240,000円とする。

(給付する期間)

第6条 学科優秀奨学生として取扱いを受ける期間は1年間とする。ただし、引続き同様の取扱いを受けることができる。

第3章 通知及び停止又は取消し

(証書の交付と通知)

第7条 学科優秀奨学生には証書を交付し、父母に通知する。

(適用の停止、又は取消し)

第8条 学科優秀奨学生で、次の各号の一に該当するときは、その適用を停止又は取消す。

- (1) 傷病などのため成業の見込みがないとき
- (2) 長期間にわたり欠席したとき

- (3) 休・停・退学、除籍、又は対外的に何らかの処分を受けたとき
- (4) 学則に基づく懲戒を受けたとき
- (5) 品行において不良と認められたとき
- (6) その他、本則の適用者として不適格となったとき

第4章 雑 則

(取扱要領等)

第9条 本規程に基づく取扱要領等については、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。なお、平成29年度以前の薬学部入学生は、北海道科学大学薬学部奨学金規程を適用する。